

入札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第32-21-00252号		
件名	給配水管管理システム構築に係る工程管理支援業務		
入札(見積)年月日	令和8年5月27日	13時	30分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	109,890,000円	主管課	32 給水課
	入札(見積)価格に、10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	(株)つうけんアドバンスシステムズ		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)つうけんアドバンスシステムズ		99,900,000					決定
備考							
複数年契約(令和8年度～令和10年度)							

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 給配水管管理システムの再構築に係る工程管理支援業務
- 2 事業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由

本業務は「給配水管管理システム再構築業務（R8.4～R11.3）」（以下「再構築業務」という。）の進捗管理やリスク管理、品質管理や課題管理および関係する部門との連携等に関して、取りまとめ、報告および必要な資料作成等を行う工程管理業務である。

上記事業者は、現行の給配水管管理システムの保守業者であり、平成28年度から9年間に渡って当システムの保守管理を行っており、水道局の業務を広く理解しているとともに、現行のシステムからの移行プロセスや改善点など、システム面についても深く熟知している。

本来、本業務については再構築業務を発注する上での支援業務である「給配水管管理システム再構築に係る基本検討業務（R5.7～R7.3）」および「給配水管管理システム再構築に係る調達支援業務（R7.5～R8.3）」を履行しているESRIジャパン株式会社に特定することが望ましいが、当該業者は受託を辞退している。

仮に、上記事業者以外の者から調達する場合、水道局業務の理解及びインフラ基盤やセキュリティ政策等の諸条件への理解について、改めて関係各所へのヒアリングや協議等の時間が必要となるため、再構築業務の履行スケジュールにも影響を及ぼし、令和11年度からの運用開始に遅延が生じるおそれがある。

また、現行のシステムの理解が乏しいと必須機能の欠落や使用感の異なる構成など、適切な品質管理に支障を来す場合があり、加えて課題管理や関係部門への連携については、現行の保守業者が行うことにより品質向上及び円滑な業務履行に繋がると考えられる。さらには給配水管管理システムの特性上、他都市と構成が大きく異なることが多く、本市のシステムをより深く理解していないと再構築業務の品質にも多大な影響が及ぶことが懸念される。

以上のことから、本業務の履行にあたっては、上記事業者に特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名
令和8年度 水道事業PR業務
(公募型企画競争)
- 2 事業者名
株式会社 東急エージェンシー北海道支社
- 3 特定理由
本業務は、水道水や水道事業のPRに効果的な企画内容・手法等を選定するとともに、各種広報活動を一連のキャンペーンとして展開していくものである。
企画の提案には、高度な創造性、技術力、広告分野における専門的な知識及び経験が必要とされ、企画内容の良否が業務の目的達成を大きく左右する。
したがって、本業務は企画内容の良否を第一義としており、競争入札にはそぐわず、企画競争による選考の結果、最も審査内容に合致している案を提示した業者と契約を締結することが望ましいため。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 豊平峡ダム及び定山溪ダム水質調査業務
- 2 事業者名 株式会社 福田水文センター
- 3 特定理由
 - ・本業務は北海道開発局札幌開発建設部(以下、「開発局」という)と共同で行っている継続調査であり、開発局の業務委託により採水されたダム湖水について、浄水処理に影響を及ぼす項目の水質分析を実施するものである。既に開発局はダム貯水池水質調査業務を上記業者と契約済である。
 - ・本業務により得られた測定データは、開発局と相互補完を行っているため、同一日の同一地点においてダム湖水の採水及び測定を実施する必要がある。
 - ・上記業者に本業務を実施させた場合、確実に同一日の同一地点においてダム湖水の採水及び測定が可能のため、履行品質が確保できる。また、開発局発注業務にて採水が行われるため、経費の削減も見込まれる。よって、競争に付するよりも有利と認められる。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当すると判断されるため。